

# 日本獣医師会「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」及び日本獣医師会からの救援見舞金の配分（拠出）について （平成23年6月、第一次配分に当たっての配分（拠出）の考え方等）

国内外の多くの皆様から募金いただきました「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」及び日本獣医師会から拠出される救援見舞金の配分（拠出）については、平成23年6月1日に開催された日本獣医師会平成23年度第1回理事会において以下のとおり考え方が承認され、各地における被災動物救護活動等に有効に活用されるべく、第一次配分として平成23年6月、支援義援金57,200,000円と救援見舞金10,000,000円が地方獣医師会を通じて配分されました。

また、第一次配分の残金及び今後、寄附を受け付ける支援義援金の扱いについては、同様に支援義援金募金の趣旨を踏まえ配分することとし、第二次以降の配分については、日本獣医師会業務執行幹部会議に一任の上、その結果を公表することが理事会において併せて決定されました。

「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」の募集は当面継続いたしますので、今後とも多くの皆様からの引き続きの支援をお願いします。

## 東日本大震災被災対策に係る支援資金（支援義援金及び救援見舞金）配分（拠出）の考え方

（平成23年6月1日 平成23年度第1回理事会承認）

### 1 支援（救援）の目的

今回の大震災被災対策として、①被災動物の救護活動及び被災地域における獣医療復旧に向けた取り組みを支援するとともに、②被災地域の地方獣医師会の事務機能復旧及び被災した地方獣医師会会員獣医師の救援見舞に資するため、支援義援金及び救援見舞金による資金の援助を行う。

注： 「被災動物」とは、東日本大震災に被災した者（原発事故による避難者を含む。）が飼育している（いた）動物をいう。また、「被災地域」とは、東日本大震災に係る災害救助法の適用により、被災地とされた市町村の所在する県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県）とする。

### 2 資金の由来と配分（拠出）先

#### （1）「日本獣医師会東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」の配分

ア 「被災動物」の救護活動に取り組んでいる地方獣医師会に被災動物救護活動支援義援金として配分する。

注： 動物救護活動に係る資金需要については、別途、緊急災害時動物救援本部（本会も構成団体）において、資金提供が準備されており、動物救護活動を行う地方獣医師会に対しては、当座は当該資金の提供を最優先して活用するよう通知の上、指導している。

イ 被災した動物診療施設の復旧に向けた取り組みを行う診療施設開設者を有する「被災地域」を活動の区域に有する地方獣医師会（以下、「被災地域地方獣医師会」という。）に地域獣医療復旧活動支援義援金として配分する。

## (2) 日本獣医師会資金による救援見舞金の拠出

ア 被災した地方獣医師会会員獣医師の救援見舞として、「被災地域地方獣医師会」に見舞金（①弔慰金、②障害見舞金、③生活環境救援見舞金）を拠出する。

イ 被災した地方獣医師会の事務機能復旧等の救援見舞として「被災地域地方獣医師会」に見舞金（①施設・設備等損壊見舞金、②被災職員見舞金、③会費減免補てん見舞金）を拠出する。

## 3 配分（拠出）の基準

### (1) 支援義援金

ア 被災動物救護活動支援

(ア) 被災地域における動物救護活動

a 現地の動物救援本部の構成団体として、また、地方獣医師会として被災動物の救護活動に取り組んでいる「被災地域地方獣医師会」：1 地方獣医師会当たり 200 万円

b 被災動物の救護活動に取り組んでいる「被災地域地方獣医師会」（ただし、上記 a の地方獣医師会を除く。）：1 地方獣医師会当たり 100 万円

(イ) 被災地域に隣接する地域における動物救護活動

a 現地の動物救援本部の構成団体として、また、地方獣医師会として被災動物の救護活動に取り組んでいる地方獣医師会：1 地方獣医師会当たり 100 万円

〔注：「被災地域に隣接する地域」とは、①東北地区（秋田県・山形県）、②北海道地区、③関東地区（群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、東京都）及び④中部地区（全県）の区域とする。〕

b 被災動物の救護活動に取り組んでいる地方獣医師会（ただし、上記 a の地方獣医師会を除く。）：1 地方獣医師会当たり 50 万円

(ウ) 上記（ア）及び（イ）以外の地域（被災地域及び被災地域に隣接する地域以外の地域）における動物救護活動

被災動物の救護活動に取り組んでいる地方獣医師会：1 地方獣医師会当たり 20 万円

イ 地域獣医療復旧活動支援

(ア) 「被災地域」において獣医師自らが開設し、所有する動物診療施設（公設・団体営の施設は除く。）が全壊又は半壊した場合：1 動物診療施設当たり全壊 100 万円、半壊 50 万円

(イ) 「被災地域」において獣医師自らが開設し、所有する動物診療施設（公設・団体営の施設を除く。）が一部損壊（診療用機器の損壊を含む。）した場合において、当該一部損壊診療施設に対し「被災地域地方獣医師会」が獣医療復旧に向けた支援を行う場合：1 地方獣医師会当たり 100 万円又は 50 万円

〔注：配分額は全壊又は半壊の診療施設を活動の区域に有する地方獣医師会については 100 万円、有しない地方獣医師会については 50 万円とする。〕

## (2) 救援見舞金

### ア 被災会員獣医師救援見舞

(ア) 弔慰金：被災により死亡（行方不明）した地方獣医師会会員獣医師1人当たり20万円

(イ) 障害見舞金：被災により入院加療などの中等症以上の傷害を被った地方獣医師会会員獣医師1人当たり10万円

### (ウ) 生活環境救援見舞金

「被災地域」において地方獣医師会会員獣医師自らが所有し、居住する住宅が全壊又は半壊した場合：1住宅当たり全壊20万円、半壊10万円

### イ 「被災地域地方獣医師会」の事務機能復旧等救援見舞

#### (ア) 施設・設備等損壊見舞金

a 「被災地域地方獣医師会」で本部施設・設備の一部が損壊した地方獣医師会：1地方獣医師会当たり40万円

b 「被災地域地方獣医師会」のうち、前記a以外の地方獣医師会：1地方獣医師会当たり20万円

#### (イ) 被災職員見舞金

「被災地域」において地方獣医師会の職員（地方獣医師会会員を除く。）自らが所有し、居住する住宅が全壊又は半壊した場合：1住宅当たり全壊20万円、半壊10万円

#### (ウ) 会費減免補てん見舞金

被災した地方獣医師会会員獣医師が納入する会費の減免措置を講じた「被災地域地方獣医師会」：減免した会員獣医師1人当たり6,000円

## 4 手続き及び支援義援金・救援見舞金の使途

(1) 支援義援金及び救援見舞金は、前記3の配布（拠出）の基準により算出された金額について、それぞれ算出の内訳を付し、本会から配分（拠出）先の地方獣医師会に送金する。

(2) 配分（拠出）を受けた地方獣医師会は、送金された支援義援金及び救援見舞金を、それぞれに付された算出の内訳に従い、次により動物救護活動及び地域獣医療復旧支援の経費に、また、被災した会員獣医師等に対する救援見舞金の支給に充てる。

### ア 支援義援金

(ア) 被災動物救護活動支援義援金：地方獣医師会が実施する（した）被災動物の救護活動（一時保護預かり、巡回診療など）に要した経費に充てる。

(イ) 地域獣医療復旧活動支援義援金：動物診療施設が全壊又は半壊等した動物診療施設を開設し所有していた（いる）被災獣医師のうち、動物診療の業務の継続の意志を有する者に配分を受けた地方獣医師会から獣医療復旧活動支援金として支給する。

なお、一部損壊（診療用機器の損壊を含む。）に対する獣医療復旧活動支援金の地方獣医師

会からの支給に当たっては、支給額は半壊の場合の支給額を上回らない範囲において、損壊の程度等を勘案した額とし、支給額は地方獣医師会において決定する（1ヶ所5万円程度を目安とする。）。

#### イ 救援見舞金

(ア) 弔慰金及び障害見舞金： 弔慰金は、死亡（行方不明）した地方獣医師会会員獣医師の遺族に、また、障害見舞金は、被災し障害を被った地方獣医師会会員獣医師に拠出を受けた地方獣医師会から日本獣医師会救援見舞金として支給する。

(イ) 生活環境救援見舞金： 全壊又は半壊した住宅を所有し、自らが居住していた（いる）地方獣医師会会員獣医師に拠出を受けた地方獣医師会から日本獣医師会救援見舞金として支給する。

(ウ) 事務機能復旧等救援見舞金：

a 施設・設備等損壊見舞金については、拠出を受けた「被災地域地方獣医師会」において地方獣医師会の事務機能復旧の経費に充てる。

b 被災職員見舞金については、拠出を受けた「被災地域地方獣医師会」が全壊又は半壊した住宅を所有し、自らが居住していた（いる）地方獣医師会職員に日本獣医師会救援見舞金として支給する。

c 会費減免補てん見舞金については、拠出を受けた地方獣医師会において会費の減免の補てんに充てる。

(3) 支援義援金及び救援見舞金の送金を受けた地方獣医師会は、その被災を受けた獣医師及び地方獣医師会職員への支給後、速やかに支給の内訳（相手先の名称、支給金額など）を日本獣医師会に報告する。

注：3の（1）による支援義援金の配分のうち、被災動物救護活動支援は第一次配分とし、第二次以降の配分については、活動の推進状況等を踏まえ、決定次第、逐次公表する。